

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十二月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大 谷 茂

指定番号	第 秩 ・ 二 号
指定に係る 道路の種類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号
指定の年月日	平 成 二 十 九 年 十 二 月 五 日
指定に係る道路の位置	埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 九 番 三 千 五 百 九 十 八 番 十
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二 十 八 ・ 九 八 メ ー ト ル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四 ・ 一 〇 メ ー ト ル